



後見活動の新たな担い手 「市民後見人」

全国的な高齢化により、認知症の方や頼れる親族がいない高齢者が増加し、判断能力が十分ではない方の権利を法的に守る「成年後見制度」のニーズが高まっています。

しかし、弁護士や司法書士などの専門職だけでは対応が追いついていないのが現状であり、同じ地域に暮らす皆さんの視点で寄り添える「市民後見人」が、地域で支え合うための大切な役割として期待されています。

制度について詳しく知りたい方は、下記までお気軽にお問い合わせください。

「市民後見人」 親族や専門職以外の、一般市民による後見人のこと

■主な活動内容

- ・財産管理 預貯金通帳などを預かり、生活費の支払いや施設利用料の送金などを行います。
- ・身上保護 介護、福祉サービスの利用契約や変更、施設入退所や入院の手続きなどを行います。
- ・定期的な見守り ご本人を定期的に訪問し、心身の状況や生活状況を確認します。

■市民後見人になるには

資格などは必要ありませんが、成年後見人としての知識や経験を身に付ける必要があります。市民後見人として活動するまでの流れは次のとおりです。

①養成講座を受講

とまこまい成年後見支援センターが実施する「市民後見人養成講座」を受講する。

②名簿登録

講座修了後、とまこまい成年後見支援センターが整備する市民後見候補者名簿に登録する。

③活動開始

安平町社会福祉協議会が行う法人後見業務を支援し、後見業務の実践経験を積む。

④家庭裁判所による選任

家庭裁判所が成年後見人として市民後見人が適切であると判断し、選任される。

【市民後見人養成講座について】

今年度の講座は、苫小牧市で5月、9月、厚真町で7月に開催する予定です。

詳しい日程や会場は広報紙で後日お知らせする予定ですが、とまこまい成年後見支援センター（苫小牧市社会福祉協議会）のホームページなどにも情報が掲載されますので、ご確認の上、ぜひご参加ください。



とまこまい成年
後見支援センター
ホームページ

■受講、登録で「ポイントあびら」を進呈します

養成講座受講で500ポイント、名簿登録でさらに1,000ポイントを付与します。

問合せ

- ・高齢の方についての相談 安平町地域包括支援センター ☎ 297072
- ・障がいのある方についての相談 健康福祉課福祉グループ ☎ 297071